

大切な家を地震から
守るために

令和4年度

市川市
耐震改修助成制度
のご案内

(木造住宅)

市民の皆さんのが所有し、かつ居住する木造戸建住宅について、

耐震診断の結果、耐震性が低い木造住宅の

耐震改修設計及び工事費用の一部を助成します。

申請
期限

令和4年10月31日(月)まで

ただし、申請総数が予算枠を超えた時点で受付終了となることがあります

市川市 街づくり部 建築指導課

☎ 047-712-6337



補助の用件

建物

- 市内に現に存する建築物であること。
- 居住の用に供する建築物であること。
- 平成12年5月31日以前に着工された建築物であること。
- 階数が2以下の木造住宅であること（一部鉄骨造等の混構造は対象外）。
- 在来工法（土台、柱、梁等を用いて組み立てられる工法をいう）により建築された建築物であること（枠組壁工法、丸太組及びスキップフロアのあるものは除く）。
- 一戸建ての建築物又は併用住宅（当該併用住宅の延べ面積に対し、居住の用に供する部分の延べ床面積の占める割合が2分の1を超えるものに限る）であること。
- 市川市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けて行われた耐震診断により算定された上部構造評点が1未満であること。
[市川市木造住宅耐震診断費補助金の交付については別冊のご案内をご確認ください](#)
- 建築基準関係規定に違反していないこと。
- 過去に耐震改修設計、工事、工事監理に対する補助金を受けていないこと。

申請者

- 本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていること。
- 市税を滞納していないこと。
- 耐震改修に係る木造住宅を所有し、かつ、現に居住しており、他の者に賃貸していないこと。

施工者

工事管理者

- 工事監理が、耐震改修設計を行った木造住宅耐震診断士により行われること。
- 施工者は、建設業法の許可を受けた者であること。

対象工事

- 市川市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けて行われた耐震診断により算定された上部構造評点が1.0未満であるものについて、耐震改修設計を行ない、上部構造評点が1.0以上となるようを行う工事であること。
(耐震改修工事は、精密診断法により設計されたものでなければなりません。)

対象範囲

- 「壁の補強」、「接合部の補強」、「基礎の補強」、「屋根の軽量化」等、耐震性能を向上させる工事であること。
(リフォーム工事や仕上材のグレードアップ工事等は補助対象外となります。)

注意

耐震設計・工事等に先立って、市の補助金交付申請が必要となります。
交付決定後に契約し、耐震設計・工事等に着手してください。
事前に契約した場合は補助できません。





補助金額

耐震改修に係る設計費、工事費及び工事監理費の合計の 5 分の 4

(ただし、着工時期により限度額が異なります)

耐震改修に対する補助額	左記補助額の上限
昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物 耐震改修に要する経費の 4/5	上限 100 万円
昭和 56 年 6 月 1 日以後 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された建築物	上限 50 万円

令和 4 年度より
新たに開始



注意事項

- 補助金の交付を受けるには、交付決定の通知を受けた後に、業務の契約をする必要があります。業務契約後や工事着手後、既に工事を完了している場合の申請は受付できません。
- 補助事業は、令和 5 年 1 月末日までに完了し、実績報告ができるものを対象とします。
- 工事を中止または変更した場合は、速やかに中止・変更申請を行ってください。
- 交付決定後に、不正があった事が判明した場合や工事の内容が設計と違う事が確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。
- 予算の都合上、年度途中でも申請の受付を終了する場合があります。
- 本パンフレットに記載されている内容は、令和 4 年 7 月 1 日（金）からの制度です。令和 5 年度以降は、補助メニュー や補助額等が変更になる場合があります。

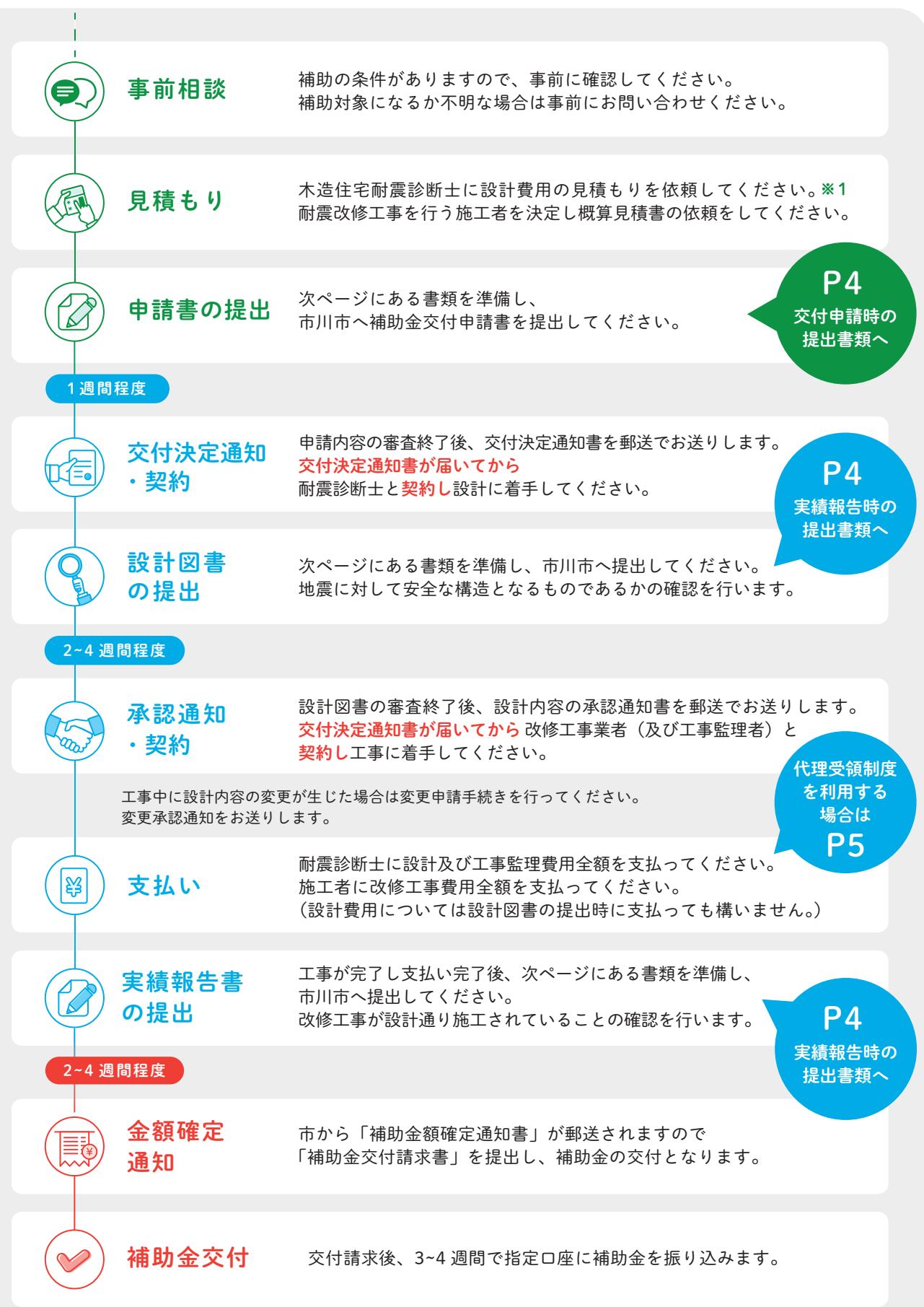




手続きの流れ

相談・準備

「補助金交付決定通知書」「実績報告書」の提出まで
150日以内かつ1月末日まで



※1 木造住宅耐震診断士の見積もり依頼について 木造住宅耐震診断士は建築指導課窓口や市公式 Web サイトで確認できます。



提出書類

01 交付申請時の提出書類

書類の名称	入手先	備考
□ 市川市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書	市	市公式 Web サイトからもダウンロード可
□ 設計費の見積書またはその写し	設計者	
□ 工事費の概算見積書またはその写し	施工者	見積書は耐震改修工事費の概算が分かるもので可
□ 改修工事業者の建設業許可証の写し	施工者	
□ 工事監理に要する概算見積書(改修工事業者と異なる場合のみ)	監理者	
□ 工事監理者報告書(設計者と同一の場合のみ)	監理者	
□ 住宅の登記事項証明書	法務局	
□ 住民票の写し	市(市民課)	
□ 個人情報確認同意書	市	市公式 Web サイトからダウンロード可 市税を滞納していないことをお調べします
□ 委任状(住宅の共有者がいる場合のみ、全員)	その他	

02 設計確認報告時の提出書類

書類の名称	入手先	備考
□ 市川市木造住宅耐震改修費補助金設計確認報告書	市	市公式 Web サイトからもダウンロード可
□ 耐震診断報告書(補強計画)	設計者	
□ 工事監理費の見積書及びその内訳書(詳細なもの)	設計者	改修工事業者と異なる場合のみ
□ 耐震改修設計図書 (配置図、平面図、基礎伏図、耐震改修設計図、耐震改修工事に関する仕様書)	設計者	
□ 工事費の見積書及びその内訳書(詳細なもの)	施工者	補助対象と補助対象外がわかるよう分けてください

03 実績報告時の提出書類

書類の名称	入手先	備考
□ 市川市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書	市	市公式 Web サイトからもダウンロード可
□ 市川市木造住宅耐震改修費補助金請求書	市	市公式 Web サイトからもダウンロード可
□ 設計、工事、工事監理の契約書の写し	設計者	契約日は交付決定日以降になります
□ 設計、工事、工事監理の領収書の写し	施工者 監理者	代理受領の場合、領収書は補助額を差し引いた額になります
□ 工事費全額の請求書(代理受領の場合のみ)	施工者	
□ 工事写真(状況写真、材料写真等)	施工者	全ての補強箇所について、工事前、施工中、完了後の状況を記録し、撮影位置が分かるように資料を作成してください
□ 工事監理報告書	監理者	任意書式

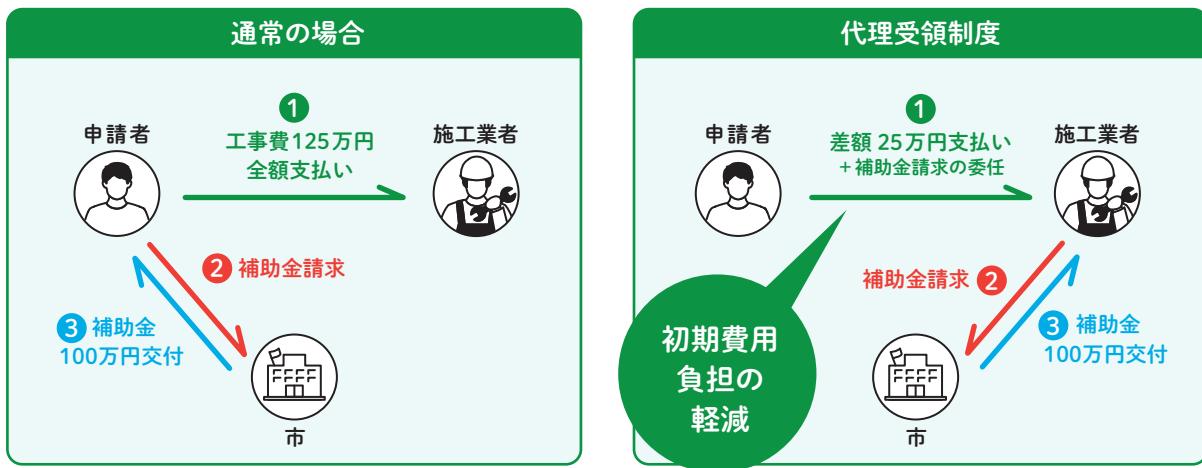


代理受領制度について

申請者が耐震改修工事を行った工事業者等に補助金の受領を代理で行わせることができる制度です。

申請者は、耐震改修工事にかかった費用から補助額を差し引いた金額を施工業者に支払うことができるため、初期費用の負担を軽減することができます。補助金は、市から直接施工業者へ支払います。

例：耐震改修工事に係る費用 125 万円、補助額 100 万円の場合



耐震改修工事を行った場合の税制優遇

税制優遇制度と耐震改修証明書の発行について

旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準）により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる耐震改修を行った場合、申告すれば固定資産税の減額や所得税の特別控除が受けられます。

申告する場合、耐震改修を行ったことの証明書が必要になります。証明書は、建築士（耐震診断士）や市川市で発行することができますので、建築士（耐震診断士）または建築指導課までお問合せ下さい。

固定資産税の減額

改修家屋の固定資産税額の 1/2（1 戸当たり 120 平方メートル分を限度）が、1 年間減額されます。

ただし、

- ①建築基準法の現行耐震基準に適合した工事であること
- ②工事費用が 50 万円を超える場合に限ります。

工事完了後 3 ヶ月以内に、市川市役所固定資産税課に申告してください。

所得税の特別控除

当該耐震改修に係る標準的な工事費用相当額（上限 250 万円）の 10% が、その年分の所得税額から控除されます（平成 21 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日までの間に耐震改修工事を行った物件に限る）。市川税務署に申告してください。



市川市 街づくり部 建築指導課
南八幡 2-20-2 第2庁舎2階 047-712-6337

